

各業務責任者等の兼務条件

添付資料2

各業務の業務責任者等の兼務条件は次のとおりとする。

対象業務	名称	兼務可能な業務責任者等							備考
		統括 管理	設計	建設	工事 監理	開業 準備	維持 管理	運営	
統括管理 業務	統括管理業務責任者	—	○	○	○	○	○	○	構成員が直接雇用する正社員を配置する 代表企業が直接雇用する正社員を1名以上配置する
	統括管理業務副責任者	—	○	○	○	○	○	○	
設計 業務	設計業務責任者（管理技術者）	○	—	○	○	○	○	○	各分担業務の主任担当技術者との兼務は不可
	各分担業務分野の主任担当技術者（建築、電気、機械、公園）	○	—	○	○	○	○	○	他の分担業務分野の主任担当技術者との兼務は不可
建設 業務	建設業務責任者（主任技術者又は監理技術者）	○	○	—	×	○	○	○	現場代理人と兼務可能
	専門別の責任者（電気設備、機械設備、公園土木等）	○	○	—	×	○	○	○	建設業法の遵守を前提とし、かつ各々が担うべき役割を確実にを行うことができる限りにおいて、複数分野の専門別の責任者の兼務及び建設業務責任者との兼務は可能
	現場代理人	○	○	—	×	○	○	○	主体工事である建築工事より現場代理人を置く
工事監理 業務	工事監理業務責任者	○	○	×	—	○	○	○	
	土木工事監理業務責任者	○	○	×	—	○	○	○	
開業準備 業務	開業準備業務責任者	○	○	○	○	—	○	○	
維持管理 業務	維持管理業務責任者	○	○	○	○	○	—	○	
運営 業務	運営業務責任者	○	○	○	○	○	○	—	

※兼務条件以外の各業務責任者等に求める所属、雇用形態、保有資格その他要求水準等は、要求水準書を参照すること。